

日・バングラデシュ経済連携協定（概要）

令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

意義

交渉の経緯

2022年12月
共同研究の立ち上げで一致

2023年4月～9月
3度の共同研究会合を実施

2023年12月
共同研究報告書の公表（EPA
締結交渉の開始を提言）

2024年3月
交渉開始を決定

2024年5月～2025年9月
7回の交渉会合
（その後、実務協議を継続）

2025年12月
大筋合意を発表

2026年2月
署名

◆ 潜在力溢れる成長市場

✓ 中印ASEANに囲まれた**要衝**であり、**魅力的な成長市場**である一方で、**日本企業のプレゼンスは他国に劣後**（バングラデシュにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。他方、**日本はバングラデシュ最大の二国間援助供与国**で、**日本（政府）のプレゼンスは極めて高く**、これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務。

◆ 伝統的親日国、バングラデシュにとって初のEPA

✓ バングラデシュは**伝統的な親日国**。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。
バングラデシュにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）。
✓ 日本にとって**後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA**であり、今後の**グローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**の観点からも有益。

主な成果

◆ ルールの整備

✓ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、政府調達の市場アクセスを相互に約束、電子商取引ではソースコード移転及びアクセス要求の禁止を規律、透明性、税関手続・貿易円滑化等では汚職・腐敗防止に関して規律、労働、透明性、国有企業等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

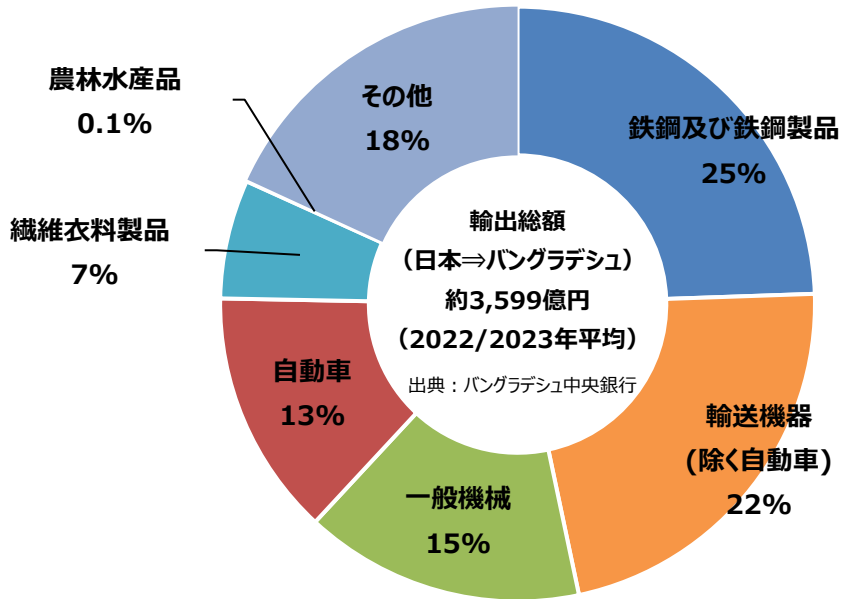
◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

✓ **鉱工業品**では、高関税品の関税撤廃が進展。鉄鋼（最大56.6%関税）は約9割の品目で18年以内に撤廃。自動車部品は多くの品目（タイヤ、エンジンなど）で15年以内に撤廃。乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇を確保。
✓ **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税削減・撤廃から除外としつつ、和牛肉、ぶり、たい、ほたて、りんご、ぶどう、緑茶、醤油等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、即時～18年以内の多くの関税撤廃を獲得。
✓ **サービス貿易**について、バングラデシュは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100の分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。

日・バングラデシュ経済連携協定（概要）：物品市場アクセス

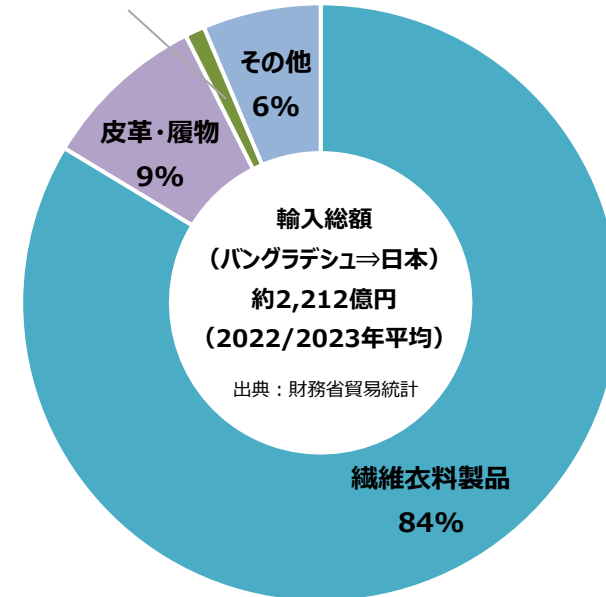
令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

日・バングラデシュ間の貿易構造



バングラデシュは日本からの輸入額の約83%を無税に

農林水産品（えび等）1%



日本はバングラデシュからの輸入額の約91%を無税に

バングラデシュ市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品、織物、電子部品などを含む多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- 乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇

【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、青果（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

日本市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 多くの品目で即時又は段階的撤廃
- 繊維製品への関税は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））

【農林水産品】

- えび、かに、紅茶、香辛料等は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は関税削減・撤廃から除外

日・バングラデシュ経済連携協定（概要）：ルール分野

令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

物品の貿易

- ✓ 関税の撤廃又は削減、内国民待遇義務のほか、輸出入の制限、輸出補助金、輸出税、輸入許可手続等のルール、一時的な緊急措置（セーフガード措置）に係る手続的要件（発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等）等を規定。

原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用。将来における輸入者・輸出者・生産者による自己申告制度の導入について定めつつ、我が国については効力発生時からの輸入者自己申告の実施を規定。

税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定、税関職員の汚職防止措置や苦情申立て制度等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないよう、WTO・SPS協定の権利・義務の確認や衛生植物検疫措置に関する情報提供を通じた透明性の確保等について規定。

強制規格、任意規格及び適合性評価手続

- ✓ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に対して不必要な障害をもたらすことのないよう、WTO・TBT協定の権利・義務の確認や透明性等について規定。

サービスの貿易

- ✓ 市場アクセス、内国民待遇及び最恵国待遇並びに規制及び措置の透明性の確保等の義務を規定。金融サービスに関する追加的なルールを規定。

自然人の移動

- ✓ 商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在の許可並びにそのための要件及び手続に関するルール等を規定。

投資

- ✓ 内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決等について規定。

電子商取引

- ✓ 情報の電子的な手段による越境移転（データ・フリーフロー）、コンピューター関連設備の自国領域内への設置要求禁止、ソース・コードの移転及びアクセス要求禁止、消費者保護、個人情報保護等を規定。

政府調達

- ✓ 政府機関等が行う基準額以上の物品及びサービスの調達に関し、内国民待遇、各締約国の機関がとるべき詳細な調達手続及び透明性の確保、落札後の情報の開示や苦情申立て手続等について規定。

知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、植物新品種、開示されていない情報の保護等の知的財産を対象に、知的財産権の取得や行使（民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等）について規定。

競争

- ✓ 自由で開かれた競争を促進するため、競争法及び競争当局の独立性の維持、競争法の執行における手続の公正な実施、競争当局間の協力及び消費者保護等について規定。

補助金

- ✓ 市場歪曲的効果のある補助金の防止のため、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼし得る補助金の禁止、特定のサービス補助金を含む補助金通報、協議手続等を規定。

国有企業

- ✓ 国有企業と民間企業との間の公正な競争条件の確保を目的として、国有企業の活動における商業的考慮、無差別待遇、情報交換等を規定。

ビジネス環境の整備

- ✓ 両締約国の政府が関係団体とも連携・協力しつつ、ビジネス環境の整備に関する幅広い課題を解決するために取り組むこと等について規定。

労働

- ✓ 労働における基本的な権利の尊重のほか、労働に関する法令が貿易・投資に対する偽装した制限となるべきでないことを認めること、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。

環境

- ✓ 環境に関する法令を貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならないこと、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。

透明性

- ✓ 法令等の速やかな公開、照会手続、行政手続の透明性向上、行政上の行為の審査及び是正の手続の維持、腐敗防止措置等について規定。

協力

- ✓ 貿易・投資の自由化及びビジネス環境の整備を基本原則とし、想定される協力分野や協力に関する小委員会の設置を含む「協力」の在り方に関する原則的な事項等について規定。

紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決する際の協議、仲裁裁判所の設置等について規定。